

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 2 第 1 1 号	受理年月日	令和 2 年 6 月 9 日
件 名	中途失聴・難聴者の意思疎通に関する陳情		

【陳情の趣旨】

新型コロナ感染対策への皆さまの昼夜を分かたないご努力に深く敬意を申し上げます。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、社会の様々な面に大変大きな影響を与えておりますが、私たち中途失聴・難聴者（人口の10 人に1 人が聞こえに困難を感じている）を取り巻く課題も大きく変容しております。新型コロナ感染関連の要望は待たなしのものとなっておりますので、可能な限り早急に施策に反映させていただくようお願いいたします。

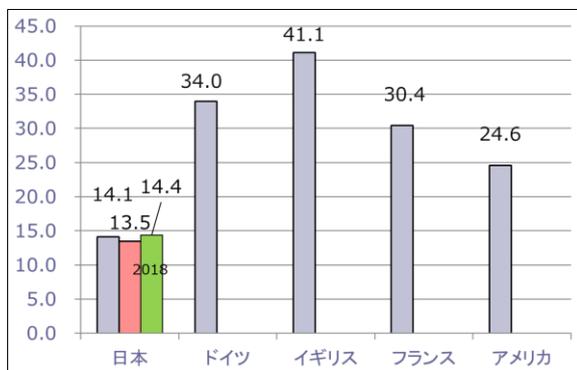
【陳情事項】

1 難聴者への補聴器購入助成をお願いします

聞こえに不便を感じる方同士のコミュニティの中で、補聴器が必要だが身障者手帳取得にいたらず、高価な補聴器の購入が難しいという方々にお会いします。高齢による聴力の低下とあきらめる方が多いのですが、仕事をする方や大学で勉強する方、所得の少ない方など様々な方がおります。

現在の障害者福祉制度には高度難聴者に対する補装具給付制度がありますが、制度のボーダーライン近くにいる中等度難聴者には、手当がありません。補聴器は適切に使用すれば、生活環境の改善、社会参加の力になります。

25 年度には都で難聴児への助成が認められ、目黒区でも開始されました。以前から複数の区部で、手帳を持っていない聴覚障害者（高齢者）への補聴器助成が実施されています。



難聴児以外にも、身障者手帳を持っていない難聴者が補聴器を活用し、コミュニケーション状況及びQOLの改善につなげられるように、新たな助成制度を設けてください。

日本補聴器工業会が実施した調査では、難聴者における補聴器利用の割合は左図の通りとなっており、欧米諸国に比べて非常に低い割合となっています。

2 多様な意思疎通に関する条例の制定について

「意思疎通」とは、手話、要約筆記、点字、筆談、触手話、指點字、音声、絵

図、平易な表現、代筆及び代読その他障害者が日常生活及び社会生活において必要とする意思疎通の手段をいいます。

障害を持つ者がそれぞれの障害の特性に応じた手段により情報を取得し、適切な意思疎通手段を選択しやすい環境の整備の推進と、障害を持つ者の意思疎通の権利が守られ、障害の有無に関わらず全ての人が互いに人格及び個性を尊重する地域社会づくりをお願いします。

3 区の窓口対応の向上及び、音声認識アプリ活用について

区役所等の窓口職員向けに聴覚障害者対応の研修をされていることと思います。

聴覚障害者の状況は多様で、対応方法もひとつではありません。目黒区の聴覚障害当事者団体は、ろう者独自（手話）の要望が前面に出ているため、中途失聴・難聴者の声が届いていません。多くの中途失聴・難聴者は手話ができません。目黒区の登録手話通訳者の難聴者に対する理解が乏しいと感じます。（対応手話・口形など）

また近年音声認識の技術が向上し、実用化されています（UDトーク等）。厚労省や東京都をはじめ、公共団体での活用が広がりつつあります。さまざまな対応や研修をお願いします。

4 要約筆記の派遣の拡大を

現在要約筆記の派遣範囲が身体障害者手帳を所持している方となっておりますが、手帳に該当しなくても、病院などの説明がわかりにくく困っている方がいます。ぜひ手帳を所持していなくても要約筆記派遣を受けられるよう、要綱を改正してください。

オンラインによる情報保障のあり方についても検討していただきたいです。

5 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口は、電話のみならずFAXでの対応を徹底してください。

東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口には、別に「聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方はこちら」という案内があり、FAX・Lineなどでの相談が可能となっておりますが、区の保健所などの連絡は電話番号のみとなっております、FAX番号の記載がありません。その他、コロナ関連施設すべてにおいて、電話番号と共にFAX番号を連絡先に記載してください。

6 中途失聴・難聴者の話を直接聞く機会を作ってください。